衛藤即応の法律思想

賴 松 瑞 生*

A Study on Eto Sokuoh's Legal Thought

YORIMATSU Tamao*

Abstract

Religion is divided into Monotheism and Pantheism. The former causes social norms. Because Monotheistic believers tend to regard social norms as divine order. As a result, law is regarded as divine order. On the other hand, Japanese Buddhist philosopher Eto Sokuoh (1888-1958) emphasized the religious superiority of Pantheism. According to his view, Pantheism results in respect for individual freedom. This study tries to analyze his Buddhist philosophy from a legal viewpoint.

キーワード:一神論,汎神論,社会規範,道徳,個人の自由

Keywords: MONOTHEISM, PANTHEISM, SOCIAL NORM, MORAL, INDIVIDUAL FREEDOM

1. はじめに

法律 1) と宗教の間に深い関係があることは周知の事実である。そもそも、原始社会では、社会生活において守られるべきルールは神の意思に基づくものとしてとらえられていた。したがって、この時期にあって、法律と宗教は未分離の状態にあったといえよう。やがて、学問や技術の発展に伴い、法律と宗教がそれぞれ分離、独立していった。しかし、互いが分離するに至っても、両者はその根源的なところにおいて共通する性質があると考えられる。それは、両者ともに社会規範としての性質を持つという点である。

とはいえ、人々がそれを守ろうとする態度においては、両者の間に大きな違いが見られる。まず、法 律に関していえば、人々はそれを受動的に受け止め て、守ろうとする。何となれば、法律は国家が強制力をもって人々に守らせようとするものだからである。これに対して、宗教は、人々の信仰によって守られるものである結果として、より主体的に守られているということがいえる。以上のことは、宗教が、その教えに従う信者の立場から論じられるのに対して、法律は、それを守らせようとする為政者の立場から論じられるという傾向をもたらした。法律学が法律の解釈を主たる任務として発展していったのも、為政者の立場から法律に接するという態度の現れとみることができよう。すなわち、法律を執行する為政者の立場からすれば、法律をどのように実施・運用すればよいかということが問題となり、そのために法律の解釈が必要となってくるのである。

しかし、法律を対象として研究する上で、それを 守る立場にある一般国民の視点も欠かすことがで

^{*}工学部人間科学系列教授 Professor, Department of Humanities, Social and Health Sciences, School of Engineering

きないであろう。すなわち、法律が社会秩序の維持にとって必要不可欠なものである以上、一般国民としても、それを守らないという選択肢はない。そこで、一般国民の側にとっては、どのような意識をもって法律を守ればよいのかということが問題となってくるのである。法律を守らせる為政者の立場からすれば、社会秩序を維持するために法律を守らなければならないということになるのであるが、法律を守るべき一般国民の立場としては、個々の法律の規定を守ることによって、自らの生活が影響を受け、左右されることになる。したがって、社会秩序の維持という目的とは別に、法律を守るにあたっての心構えというものが必要となってくるのである。

そこで、意味を持ってくるように思われるのが、 宗教上の教えに従おうとする信者の態度である。宗 教上の教えに従おうとする者は自発的にそのよう な行動に出るものとされるわけであるが、法律に従 おうとする者の態度はどのようであるべきか。ただ、 単に為政者が提供した法律を受動的に受け入れる ということでよいのであろうか。それとも、宗教の 信者のごとく、法律を信仰するようにして、より主 体的にそれを守ろうとすべきであるのか。このこと を理解するためには、宗教の立場に立って法律とい うものを理解する必要があるように思われる。

この問題を考察する上で大きな示唆を与えてい るのが、衛藤即応の宗教論である。衛藤は、仏教学 者の立場にありながらも、文化との関係において宗 教全体を俯瞰的にとらえ、宗教とは何かという問題 を探究してきた。その一連の研究は体系化されたも のであり、その中には、法律と宗教との関係という 問題も含まれている。そこでは、宗教の立場から法 律というものがとらえられているのである。そうで あれば、宗教の立場に立った場合、我々がどのよう にして法律を受け止め、守ろうとすればよいのかと いうことに関しても、何らかの示唆が与えられてい るのではないであろうか。本稿では、衛藤即応の著 作を検討することを通じて、宗教の立場から法律が どのようにとらえられ、個々の国民がいかに法律と 向き合っていくべきであると考えられていたかを 考察することとしたい。

2. 法律と宗教の関係

衛藤即応は、明治 21 年 4 月 14 日、大分県宇佐郡駅舘村(現在は大分県宇佐市)に生まれた。昭和 33 年 10 月 13 日に 70 歳で亡くなるまで、長年にわたって、曹洞宗大学(駒沢大学の前身)で教鞭を執り、仏教教育に尽力している。道元に関する研究で知られ、昭和 19 年、論文「宗祖としての道元禅師」2)によって京都帝国大学から文学博士の学位を授与された。その他にも、道元の代表的著作「正法眼蔵」の注釈書である『正法眼蔵』全 3 巻 3 (昭和 14~18 年) など、多数の著作がある 4)。

衛藤が法律と宗教の関係に関して触れている著作として、まず、注目すべきなのは「衆生論」50(昭和20年頃)であろう。この中で、衛藤は、宗教のあり方に関して、神人二元論と神人一元論の考え方があるとする。前者の神人二元論が、「神は原因であり、人もしくは世界は、神によって造られたる結果とするものにして、因と果とは、その性質上相互に異なるものであるから、二元的である」のと考えるのに対して、後者の神人一元論は「神と人とは本質的に一致すべきものとなすから、一元的である」のという。

このうち、法律と結び付きやすいのは神人二元論 の方であるとされる。この点について、衛藤は次の ように述べている。

道徳法の起源は、人間相互の共存を円満ならし めんが為の、集団生活の要求に発するものにして、 この要求が、法として生活を規定する所謂道徳法 となるには、それが道徳意識の内容をなす時にし て、しかも、法として命ずるは集団の最高権威者、 または宗教的には神の命令として、強制的な権威 を有するものである。かくして道徳法は、初めは **酋長・国王もしくは予言者等の、有力なる個人に** よって規定せられ、他の者は、この上位の個人の 意志に服従せしめられるとしても、又は、国民(集 団)全体の意志の表現としても、強制的な権威を 有するものである。人間として見るときは、すべ ての道徳的規定は、自然の合法性に発するものと いわざるを得ない。この人類生活の自然の法則と しての道徳法も、道徳的意識の根拠を確実にして、 犯すべからざる権威を与うるためには、その根源

を超自然的な力に求め、神の律法として命ぜられるに至って、道徳は宗教的となる ®。

ここで「道徳法」というのは、道徳的内容を持った法律のことを指すものと考えられる。つまり、法律が権威を有するものとして人々から遵守されるようになるには、法律の根拠が超自然的な力を持った神の命令にあるとされなければならないというのである。神を信じる者にとって、神の命令は絶対的であるといえよう。したがって、法律が神の命令であるとすれば、それに従わざるをえないということになる。この場合、神と人との間には、命じる者とそれに従う者という対立関係が生じる。これが神人二元論を示すものであることはいうまでもない。すなわち、法律は、神人二元論の立場に立った宗教に基づいて、神の命令として成立したものとされるのである。

しかし、衛藤は、このような法律のあり方に対して疑問を呈する。それは、次の言葉から理解することができよう。

他律的な神の意志内容は、必然的に、その生起し たる時代の特質を表示するものなれば、一時代の 要求が、永久に妥当すべき規定となることになる のであるから、宗教の発展するに従って、人はた だそれを神の命令として無条件に受け入れ、自己 の批判は全然許されないことになる。故に、他律 的道徳は、神の命令を、無上の権威ある正義とし て認識するのではなく、ただ単に、神の命令なる 故に、これに従うべく要求せらるるに至る。かく のごとき盲目的な服従は、よしそれが最高権威あ るものの命令であるとしても、宗教の要求する、 真の精神的自由を拘束するものと見なければな らぬ。然らば人は、宗教によって自然の束縛を脱 せんとして、その代りに、専断的なる神、又は、 その代表としての、教会の束縛を受けなければな らぬのであるから、真の自由を得たるものとはい えない。従ってまた、すべての束縛を脱したる精 神の救済ではなく、受動的に、且つ無意識に、他 の意志に支配せらるるものである。真の道徳律は、 人間の道徳的意識に基づき、精神的本質に発する ものであるから、その内容の如何について無頓着

に、他の意志に従うものでなく、自己の意志の直接の規定として、道徳を実行するに在る。かくの如き、道徳本来の意味からいえば、他律的道徳は、ただ教育的に、一時的な意義のみが認めらるるにすぎない9。

まず、ここから理解できるのは、法律もまた、他 律的であるものといえるため、それに従う者に対し て真の精神的自由を拘束するということである。と はいえ、法律がこのような性質を持つものであるか らといって、それに従わなくてもよいということに はならない。何となれば、誰しもが法律に従う必要 がないということになれば、社会秩序を維持するこ とができず、社会的混乱が拡大する結果となるのが 必至だからである。それでも、その法律が個人の精 神的自由を抑圧するものであるとするならば、それ に従わざるをえないという状況は個人の自由を尊 重する立場にとって大いに問題であるといえよう。

ただ、注意しなければならないのは、ここで法律 としてとらえられているのが道徳的内容を持った 法律のことであると考えられる点である。すなわち、 衛藤は、「道徳法」であるとか、「道徳的規定」とい った言葉を用いて、それが他律的なものであること を説明している。しかし、道徳は、本来、自律的な ものであるから、この「道徳法」なるものは、道徳 というよりも、法律に近いものであると考えられる。 しかし、法律は、必ずしも、道徳的内容を持ったも のばかりとは限らない。手続的規定や国家組織に関 する規定のように、道徳的内容を持たない性質のも のもある。そうであれば、これらの道徳的内容を持 たない規定に従うことや、それを尊重することは、 個人にとって精神的自由を束縛するということに はならないといえよう。したがって、これらの性質 を持った規定が法律として存続することは、なんら 問題はないということになる。

問題となるのは、法律の中でも道徳的内容を持った規定である。これらこそが個人の精神的自由を束縛するものといえるのである。しかし、この種の法律といえども、それが社会秩序を維持する上で必要不可欠なものとされている以上、それに従わないというわけにはいかない。そこで、精神的自由を尊重しようとする立場と社会秩序を維持しようとする

立場との間に、相克が生じてくることになるのである。それを乗り越えるためには、どのようにすればよいのであろうか。ここで必要となると思われるのが、個人が法律と向き合うにあたっての心構えを持つということである。衛藤も、一人一人がこのような心構えを持つべきことを想定していたように考えられる。それでは、その心構えとは、具体的にどのようなものをいうのであろうか。このことを理解するためには、そもそも、衛藤が法律というものをどのようにとらえていたかを改めて検討する必要がある。

3.「道徳の最小限」としての法律

『信仰の帰趣 10) 』11) (昭和 27 年)は、衛藤が法律をどのようにとらえていたかをよく示している著作である。まず、衛藤は、この中で、法律に関して、次のように述べている。

法律は生物としての人間に対して、生物として 取扱つてはならぬ、人間として行為すべしと命ず るのであるが、この法律の根底には、人格的自覚 に基く道徳がなければならぬ。そこで法律学者の 立場からいうても、法律は道徳の最小限である。 道徳を基底として、初めて法は行われるものであ るということが、これでおわかりになると思いま す12)。

つまり、法律は「道徳の最小限」としてとらえられているのである。したがって、法律は専ら道徳を内容とする行為規範として理解され、手続的規定など、直接、道徳を内容としないものは念頭に置かれていない。それは、衛藤が、法律というものを、行政や司法の立場からではなく、国民個人の立場からとらえていたからであるといえよう。

しかし、法律には社会秩序の維持という目的がある。衛藤がこの点を全く理解していなかったかというと、そうとはいえない。そのことは次の文言からも明らかである。

さて科学の世界に於ては、立つて歩く生物としての人間が、人格的存在としての社会生活をする

のは全く法律によって縛られるからである。丁度 私共は法律という檻の中に入れられているので ある。この法律という檻が邪魔にならなければ、 私共の生活は道徳の生活をしているのてある。と ころが法律の檻が邪魔になつて、中で暴れるとい うと、檻の中の獣が折檻されるように、刑務所に 入らなければならない 13)。

ここで「法律の檻」という表現が用いられていることから、法律が、社会秩序を乱すような者を抑止して、社会の安定を図る機能を持つものとしてとらえられているのが理解できる。そうであれば、衛藤は言及していないものの、法律の範囲内に社会秩序を維持するための諸制度が含まれてくることになるであろう。したがって、国家組織に関する規定や行政及び司法の諸手続に関する規定も、社会秩序の維持に資するものであるがゆえに、法律の一端をなすものとして位置付けられることになるのである。

とはいえ、法律をもって「道徳の最小限」となす 衛藤にあって、法律の中心をなすものは、あくまで も一般国民が遵守すべき行為規範としての規定で あるといえよう。しかし、ここで問題となるのは、 そのような行為規範としての規定が国民個人にと って必ずしも自己の有する道徳心に適うとは限ら ないことである。すなわち、「悪法もまた法である」 という言葉が示すように、人としての道理に反する 法律が制定される可能性が全くないとは断言しき れない。それでも、法律をもって「道徳の最小限」 とみなすことできるであろうか。

例えば、我が国においては、国民優生法(昭和 15年制定)及び優生保護法(昭和 23 年制定)に基づいて遺伝性精神病疾患者やハンセン病疾患者などに対する断種手術が行われていた。このような措置は人道に反するものであり、それを認める法律(優生保護法)は非難されるべきであろう。実際にも、平成 8年、優生保護法は、優生学的理由に基づく断種手術に関する条文が削除された上で、母体保護法として生まれ変わっている。しかし、このような人道に反する法律が存在していたことは事実であって、衛藤の存命中も施行されていたのである。それでは、このような法律であっても、法律として制定されている以上は、遵守しなければならないのであろうか。

衛藤は、この点に関して、次のように述べている。

ところで優生学は植物や家畜に適用せられて、 立派に良い成績をあげておるが、しかし優生学の 主張する如く、そのまゝこれを人間自身には適用 されない。人間は理性により自由意志によつて精 神生活をしているからである。言葉を代えていう と、人間としての貴い自覚に基く人格的精神生活 においては、恐るべき遺伝をも踏み越えて行く場 合が考えられる。我々は悪質遺伝の恐ろしい事を 知りながらも、牛豚の悪質なものを撲殺するよう には人間を殺すことは出来ない。これは生物以上 の人間の自覚に基くものではないでしようか。悪 質遺伝を防ぐためにアメリカの或る洲では法令 をもつて断種を実行しているという事である。こ れは科学の立場からは文化的であるか知らない が、それは人間を一生物として人格を認めないも のといわねばならぬ14)。

これを見る限りにおいて、衛藤は断種手術を行うことを肯定的にとらえていなかったものといえよう。すなわち、人間は理性を有し、自由意志に基づく精神生活を営むものであるから、他の生物とは異なり、一つの人格として尊重されなければならないからであるというのである。確かに、精神的疾患や身体的疾患に関わる遺伝子を引き継ぐ者であっても、人間である以上、一つの人格を有する者として生存の権利が否定されてよいということにはならないであろう。そうであれば、衛藤は、当時、日本において断種手術を認める優生保護法が施行されていた事実を知らなかった可能性がある。仮にその事実を知っていたならば、アメリカの例を挙げるまでもなく、日本での優生保護法の施行に反対していたと思われるからである。

以上の点から考えられるのは、衛藤が法律をもって「道徳の最小限」であるとし、それを遵守しなければならないと述べているのは、文字通り、その法律が「道徳の最小限」である場合に限られるのではないかということである。したがって、かつての優生保護法に見られるような、人道に反する規定を有する法律は「道徳の最小限」である法律とはいえず、遵守するに値しないということになろう。衛藤にと

って肝要であるのは、「道徳の最小限」として遵守 すべき法律を確実に遵守するということなのであ る。

4. 権利義務のあり方

法律が「道徳の最小限」として位置付けられるならば、それは、性質上、義務を本位とするものとなり、個人の権利を認めて、保護していくという側面が希薄になってしまうのではないかという疑問が生じる。とはいえ、衛藤のような立場にあっても、法律が有する権利保護の側面が全く失われるものとはいいきれない。何となれば、権利は原則として義務を伴うものとされ、権利と義務は表裏一体の関係にあるということがいわれるからである。

例えば、消費貸借に関して、民法第 591 条第 1 項は、「当事者が返還の時期を定めなかったときは、貸主は、相当の期間を定めて返還の催告をすることができる」と規定している。これは貸主(債権者)側の催告権(権利)を認めたものということができるが、借主(債務者)の立場からすれば、催告を受けた場合の返済義務を意味するものとなろう。つまり、貸主の立場に立つと、法律は債権者の権利を保護するものとしてとらえられるが、借主の立場に立つと、同じ法律が債務者に対して義務(債務)の履行を求めるものということになってくる。

衛藤が法律に関して強調するのは、このうち、義務の履行を求める側面の方である。ただ、その義務の裏面には権利があるために、義務が強調されるからといって、権利が不要とされるわけではない。債務者に対して義務の履行を求める結果として、債権者の権利も保護されることになるのである。要するに、権利、義務、いずれの面を強調するかの違いにすぎないのであって、その一方が強調されたからといって、もう片方が意味のないものになることはないのである。したがって、義務を重視する衛藤の立場にあっても、必ずしも権利が軽視されるわけではないといえよう。

以上は、権利にあっても、債務(義務)と対応する 債権の場合であったが、物権の場合は、どのように 考えるべきであろうか。物権の場合、債権とは異な り、物に対する権利であるため、それに対応する義 務はないとされる。しかし、物権は、物を直接に支配する権利として、権利者以外の者に対して排他性を有する。そのため、権利者以外の者は、権利者の物権を侵害してはならないという義務を負っているものということができよう。そうであれば、物権の場合であっても、義務を通じて権利の存在をとらえることが可能となる。

それでは、公法上の権利に関しては、どうであろ うか。債権にせよ、物権にせよ、私法上の権利であ る場合は、国民個人(私人)がそれに対応する義務を 負うものとして理解することができる。したがって、 義務を中心に考えるにせよ、権利の存在が射程に入 ってくるのである。ところが、公法上の権利の場合、 国民個人の権利に対応する義務を負っているのは 国家又は公共団体である。衛藤の立場のように、法 律上の義務が個人の「道徳の最小限」としてとらえ られているならば、国家又は公共団体の義務は個人 として対応できる範囲を越えているということに なろう。その結果として、公法上の権利に関しては、 個人にとって対応できる義務が存在しないといえ るのではないか。そうであれば、個人として義務の 側面から権利の存在をとらえるという考え方が、公 法上の権利の場合には成り立たなくなってしまう。 これは、公法上の権利の存在が無視されることにほ かならない。

ただ、国家又は公共団体の義務というものを突き 詰めていくと、それは、結局、国家又は公共団体の 公務を担当する個人の義務に行き着かざるをえな い。とすれば、公法上の権利にあっても、個人のレ ベルでそれに対応する義務が存在すると考えるこ とができよう。つまり、公法上の権利は、公務を担 当する個人の義務を通じてとらえられることにな るのである。そうであれば、法律に関して義務の側 面を中心に考える衛藤の立場に立ったとしても、私 法上の権利だけではなく、公法上の権利を認めるこ とが可能となろう。

とはいえ、その立場が、義務を重視するものである反面、権利に関しては、副次的存在としてしか認めていないように思われることは否定できない。それは、衛藤が次のように述べていることからも、理解することができる。

少欲知足という事は宗教情操の主なものであ る。先程から申しますように、風呂に底を入れて みると、水が一杯になり、これを沸かしてその中 に入つて、欲望の塵垢を洗い落して清々しい気分 になる。それが宗教生活である。今日のような生 活闘争の時に、少欲知足になるということは時代 遅れである。今日の生活では、願回 15) や良寛の 如き清貧に甘んずる風流は云つて居られない。や はり最少限の生活の保証がなければならぬが、然 らば最少限の生活で満足して、平和を楽しむ道義 実践の生活が望まれるか。恐らくは最少限がどこ までゝあるかということすらわからない。それだ から最少限で充たされるのには、少欲知足の底を 入れるより外にない。底なしにつぎ込む考えが今 日の考え方である。外から与えられ、つぎこんで いるのでは、何時迄たつても最少限が止まらない。 心に底を入れた心持にならなければ満足は出来 ない16)。

つまり、人間の欲望は無限であるため、自ら抑制しなければならないということである。そうであれば、権利の保護にも、一定の限界があるということになってくる。もっとも、衛藤も認めているように、最小限の生活は保障されなければならないから、そのための権利保護は必要となろう。ただ、それを越えて、必要以上に権利を主張することは、人間として適切な行為とはいえないというのである。その結果、法律のあり方は、権利を本位とするものにならず、義務を本位とするものにならざるをえない。これは、まさに、法律をもって「道徳の最小限」とする立場の帰結といえよう。

5. 法律を遵守するにあたっての心構え

法律をもって「道徳の最小限」とする立場は、法律と道徳を本質的に同一のものとしてみなすことに通ずる。したがって、道徳に関して当てはまる点は、基本的に法律にも該当するということになろう。衛藤は、その道徳に関して、次のように述べている。

これ迄に道徳は自由意志に基くと申しました。自由とは、多くの可能なる行為の中の、任意の一つ

を選ぶことであり、斯くすべし、斯くすべからずという時に、右に行くか左に行くか、その中の一つを選び斯くすべしと命ぜられるのであるからして、この選択の世界は、すでにかくすべからざる世界に生きているのである。善をも悪をも自由に為し得る世界になつているのである。そこでは悪を為すことが可能な立場に置かれているのである。それを斯くすべしと命ぜられて、そこに選択の自由が生れ、道徳が成り立つ 170。

これは、道徳が本人の自由意志に基づいて実践されることを説いたものである。以上、述べられた理由によって、このことは法律にも当てはまるといえる。 それは、衛藤が次に述べているところからも、明らかであろう。

道徳的行為も、因果律による科学の立場からは決 定論となるのである。殺人犯罪を犯すのも、その 人の肉体的な条件や環境の力で、必然に殺さゞる を得ないようになつて居たというのである。そし てその人の意志の力では、これを自由にすること が出来なかつた、これを避けることは出来なかつ たというのが決定論である。しかし道徳法の立場 からは、そういう決定論に対しては、その行為に 対して責任を問うわけには行かない。どうしても そうやらざるを得なかつたというのでは、道徳法 が成り立たない。そこで人間の意志の自由を認め る。みずから自由に選択した意志的な行為にして、 はじめて道徳は成立する。殺すということも、殺 さないということも、自由に出来たのにそれを殺 した。そこで責任観念が生まれるので、はじめて 道徳法が成立する 18)。

ここで「道徳法」というのは、ほぼ法律のことを 指すものといってもよい。もっとも、法律の場合、 道徳とは異なり、国家によって強制されることにな るから、それを遵守するかどうかという点において、 自由が認められる余地がないという見方もあろう。 しかし、法律といえども、人は、制裁をものともせ ず、あえてそれに違反することがある。そうであれ ば、法律を遵守する場合においても、人は自由意志 によって行動しているということがいえよう。

しかし、衛藤によれば、人はこのような自由意志 に基づく道徳(法律)の世界にとどまるべきではな いという。すなわち、道徳の世界から、さらに一歩 進んで、宗教の世界へ踏み込む必要があるというの である。ここで宗教の世界というのは、「規範に縛 られるのではなく、自ら規範と一体となり、せずに は居られない」19)境地を意味する。つまり、宗教の 世界に入り込めば、守るべきか、守らざるべきかと いう選択の余地がなくなり、守らざるをえないとい う境地に達することになる。そこには、自由意志の 働く余地がなくなり、守らざるをえないという必然 があるのみである。したがって、人が法律を遵守す るにあたっても、宗教の境地に至って、それを守ら ざるをえないという状態になることが求められて いるといえよう。そうなれば、もはや、法律に従う べきか、従わざるべきかという、迷いがなくなり、 心安らかに法律に従うことができる。これこそが、 まさに、衛藤の理想とするところの法律との向き合 い方であると考えられるのである。

ただ、ここで注意しなければならないのは、法律の遵守が一般的に法律上の義務に従うという意味でとらえられることが多いことである。したがって、衛藤が示す「殺すということも、殺さないということも、自由に出来たのにそれを殺した」という例も、「人を殺してはならない」という法律上の義務に従わなかったものとして理解されるのである 20)。

しかし、法律には、個人に対して、権利を保護し、 その行使を認めるという側面もある。そうであれば、 法律の遵守とは、法律が規定する方法に従って権利 行使をするという内容も含んでいると考えること ができよう。もっとも、衛藤は権利行使にあたって の心構えを明確に説いているわけではない。とはい え、衛藤が、前述したように、「少欲知足」である とか、「己の欲するところに随つて矩を踰(こ)えず」 という孔子の言葉を示しながら 21)、道徳について 説いていることからすれば、想定される権利行使の あり方はかなり抑制的なものとならざるをえない であろう。ただ、それと同時に、衛藤は、最小限の 生活の保障が必要であることも認めているため、法 律によって許容される権利行使が全く否定される というわけではないと思われる。そうであれば、個 人にとってどの程度の権利行使が認められるかと

いう問題は、義務を履行する場合と同じく、宗教の 境地から判断されることとなろう。すなわち、本人 及び家族の生活を維持するため、権利行使をする以 外に方法がないと判断できる場合にのみ、権利行使 できるような境地に達することを求めているよう に考えられるのである。

以上、衛藤即応の著作を読み解くことを通じて、 宗教的立場から個人がどのように法律を受け止め、 遵守すべきであるかという問題を検討してきた。そ の考え方は現代の国民に対しても大きな示唆を与 えているように思われる。

注

- 1) 「法律」という言葉には、国会によって制定される成文法の一形式を指す場合とあらゆる法の形式を含んだ法全般を指す場合がある。本稿では、「法律」という言葉を専ら後者の意味で使用することとした。なお、後者の意味での「法律」は「法」という言葉に置き換えることができるが、「法」は、「仏法」などにみられるように、宗教上の教えという意味もある。宗教上の「法」との混同を避けるため、本稿では、「法」という言葉に代えて、「法律」という言葉を用いることとした。
- 2) この論文は昭和 19 年に岩波書店より『宗祖としての道元 禅師』として出版された。
- 3) 岩波書店より刊行。
- 4) 衛藤即応の経歴については、佐藤豊道「衛藤即応」『日本人 名大事典 現代』(平凡社、昭和54年)参照。なお、その法 律観及び憲法観に関しては、拙稿「衛藤即応の日本国憲法 論」『法史学研究会会報』第24号(法史学研究会、令和3年)

- が考察を行っている。
- 5) 衛藤即応博士遺稿集刊行会編『衛藤即応博士遺稿集 道元 禅師と現代』(春秋社、昭和55年)所収。駒沢大学における 衛藤の講義を筆記したものであるという。
- 6) 前掲注 5)163 頁。
- 7) 同上。
- 8) 前掲注 5)171 頁。
- 9) 前掲注 5)172-173 頁。
- 10) 「帰趣(きしゅ)」は「物事の帰着するところ」を意味する。 「帰趣(きすう)」と同じ。
- 11) 富山県黒部市にある曹洞宗寺院の全龍寺に設けられていた「私の眼蔵会」が編集と発行を行っている。その内容は、 衛藤によって創立された道憲寮(駒沢大学の学寮)における 寮生活の基本精神を説いたものである。
- 12) 前掲注 11)118 頁。
- 13) 前掲注 11)119 頁。
- 14) 前掲注 11)109 頁。
- 15) 顔回のことを指すと思われる。顔回は中国の春秋時代の 人で、孔子の高弟であった。清貧の生き方をしたことで知 られる。
- 16) 前掲注 11)85 頁。
- 17) 前掲注 11)138 頁。
- 18) 前掲注 11)140 頁。
- 19) 前掲注 11)139 頁。
- 20) もっとも、法律は直接的に殺人を禁止する規定を設けているわけではない。しかし、刑法第199条が殺人に対する処罰規定を設けていることによって、人は、法律が殺人を禁止しているものとみなすことができるのである。
- 21) 前掲注 11)141 頁。